

大学情報・機関調査研究集会 運営規程

(目的)

第1条 この規定は『一般社団法人日本インスティテューショナル・リサーチ協会定款』第4条1項の定めに基づき開催する大学情報・機関調査研究集会 (Meeting on Japanese Institutional Research、以下 MJIR) について必要な事項を定める。

(MJIR の趣旨)

第2条 MJIR は日本の高等教育機関および研究機関の自律的運営と、その発展に寄与する機関調査 (Institutional Research、以下 IR) を推進・支援する研究集会であり、以下の2点を目的とする。

- (1) IR の事例紹介や研究発表を行い、日本における IR の推進及び高度化に寄与する。
- (2) IR 従事者や関連分野に携わる方々を対象とした人的ネットワークを形成し、交流を促進する。

(事業)

第3条 MJIR は IR 従事者や関連分野に携わる者による発表の場を定期的に設けるとともに、その成果を論文集等として広く公表する。

(MJIR の開催)

第4条 MJIR は原則として年に1回の開催とする。

- 2 2012年の開催を第1回とし、年次ごとに回数を加える。
- 3 各回の名称は回数を冠して、「第11回 大学情報・機関調査研究集会」などとし、略称は該当年次を加えて「MJIR2022」などとする。

(参加者および発表者)

第5条 MJIR には、第2条で定める MJIR の趣旨を理解し、所定の手続きを経た全ての者が参加できる。日本インスティテューショナル・リサーチ協会の会員資格は問わない。

- 2 MJIR で発表を行う者はあらかじめ発表申込を行い、第10条に規定する編集委員会により採択された者に限る。

(参加者の義務)

第6条 MJIR 参加者は参加費を支払わなければならない。ただし、実行委員会が認めた場合は免除することができる。

(実行委員会)

第7条 MJIR の運営を担う組織として、該当年次の実行委員会を置き、MJIR を運営するために必要な意思決定を行う。

(実行委員長および副実行委員長)

第8条 実行委員会に運営統括を行う実行委員長および副実行委員長を置く。

- 2 実行委員長は日本インスティテューショナル・リサーチ協会代表理事が会員から任命する。
- 3 実行委員長は MJIR の運営に必要な副実行委員長を任命する。
- 4 実行委員長は必要人数の実行委員を任命する。なお、実行委員の半数以上は日本インスティテューショナル・リサーチ協会に入会した者とし、任期は『一般社団法人日本インスティテューショナル・リサーチ協会定款』の第32条に定める事業年度に従う。

(実行委員会の職務)

第9条 主な業務は以下の通りとする。

- (1) 当該年度の MJIR 開催に係る企画準備および事務手続き、MJIR 開催中の運営事務の統括を行う。必要な場合には、これらの準備および運営事務等を外部の専門業者に委託できる。

- (2) 各大学教育機関および関連学会への広報活動や、関連する IR 推進活動の企画を行う。
- (3) 当該年度の MJIR の収支決算を、日本インスティテューショナル・リサーチ協会理事会と連携して作成し、終了後に日本インスティテューショナル・リサーチ協会へ報告する。
- (4) 論文集を刊行する。

(編集委員会)

第 10 条 前条(4)に規定する業務を遂行するため、実行委員長は実行委員の中から編集委員を任命し、編集委員会を立ち上げる。

2 編集委員会の運営に関する事項は別途定める。

(個人情報の保持)

第 11 条 MJIR の運営に必要な個人情報(氏名、所属、メールアドレス等)のみを MJIR 参加者から収集し、厳重に秘匿した上で3年間保管したのち消去する。

(改訂)

第 12 条 本規則の制定および改訂は、実行委員会により発議され、日本インスティテューショナル・リサーチ協会の理事会の承認を得るものとする。

(別規則)

第 13 条 本規則の施行に必要な事項については、実行員会の議決を経て別に定める。

(附則)

第 14 条 この規則は令和2年2月12日より施行する

第 15 条 本改訂版は令和6年6月1日より施行する

2020年02月12日制定

2024年06月01日改訂

「大学情報・機関調査研究集会実行委員会」

e-mail: contact@mjir.info